

2017年7月28日

警報・交通ストライキなどに関する事項の改訂について

本校生徒の通学圏が広域化してきたことに伴って、従来の警報・交通ストライキなどの規定が実情にそぐわないことを鑑み、年度途中ではありますが今年度2学期始業式(2017年8月25日)より生徒手帳の規定を以下のように改めます。

9 警報・交通ストに関する事項

【現行】 * 中学生徒手帳32・33ページ, 高校生徒手帳34・35ページ

(1) 気象警報のときの処置

大阪府河内長野市または生徒本人の居住地域に暴風雪・大雨・洪水・暴風・大雪いずれかの警報が当日発令されているときは自宅待機とする。午前9時を過ぎても大阪府河内長野市の警報が解除されないときは、臨時休校とする。生徒居住地域の警報が解除されていない時は該当生徒を公欠扱いとする。

また、午前7時から午前9時までの間に警報解除となったときは、第3限目の授業から平常授業とする。

(2) 交通機関がストライキ・災害等で運行停止のときの処置

a) 近鉄南大阪線または南海高野線が全面ストップしている場合。

b) その他、JR環状線・阪和線・路線バスなど生徒の自宅から最寄りの交通機関が全面ストップしている場合。

ア) 午前7時現在、上記のa, bのいずれにも該当しないときは、平常授業とする。

イ) 午前7時から午前9時の間に上記のa, bのいずれにも該当しないときは、3限目より平常授業とする。

ウ) 午前9時を過ぎて上記a, bのいずれかに該当する場合、

aであれば、臨時休校とする。bであれば、当該生徒を公欠扱いとする。

【改訂後】

(1) 気象警報のときの処置

大阪府河内長野市に大雨、洪水、暴風、暴風雪・大雪いずれかの特別警報もしくは警報が当日発令されているときは自宅待機とする。午前8時30分を過ぎても大阪府河内長野市の特別警報及び警報が解除されないときは、臨時休校とする。

また、午前6時から午前8時30分までの間に特別警報及び警報が解除となったときは、10時30分に登校し、第3限目の授業から平常授業とする。なお、生徒居住地域に暴風・暴風雪いずれかの特別警報もしくは警報が発令されているときは当該生徒を公欠扱いとする。

(2) 交通機関がストライキ・災害等で運行停止のときの処置

近鉄長野線(古市～河内長野間)または南海高野線(難波～橋本間)が運行停止しているときは自宅待機とする。午前8時30分を過ぎても近鉄長野線および南海高野線が運行再開されないときは、臨時休校とする。

また、午前6時から午前8時30分までの間に近鉄長野線および南海高野線が運行再開されたときは、10時30分に登校し、第3限目の授業から平常授業とする。なお、生徒の自宅から最寄りの交通機関が運行停止しているときは当該生徒を公欠扱いとする。